

### 「人間ドック検査料」助成 <上半期>

国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
検査機関 芦屋病院「人間ドック1日コース」(昼食付)	
検査日 ■4月1日から8月31日までの平日(月～金) 3月上旬ごろ、芦屋病院から受診希望日の調整・検査項目等の詳細を郵送します。 芦屋病院(仮人間ドックセンター)のオープンに伴い、下半期(検査日・9月～平成25年3月)から検査内容が変更する予定です。下半期分は、7月にご案内します。	■次のいずれにも該当するかた 申し込み時点で、1年以上継続して芦屋市国民健康保険に加入されているかた(ただし、検査日現在に後期高齢者医療制度を含む他保険に加入・異動されたかたは対象外) 昭和12年4月2日以後、昭和52年4月1日以前生まれのかた 申請時に、平成23年度第7期以前の保険料に未納がないかた 平成24年度に特定健康診査を受診されないかた(特定健康診査との重複受診はできません)
対 象 330人	90人
検査項目 ■身体測定、一般診察、尿一般、便ヘモグロビン、心電図、肝炎ウイルス、血液一般、血液化学(肝機能・腎機能・膵機能・糖質・脂質検査・HbA1c)、腹部超音波検査、眼科検査、聴力検査、胸部CT 《男性のみ》 前立腺検査・腫瘍マーカー(CEA・PSA) 《女性のみ》 子宮がん検診・乳腺触診・乳房撮影検査(マンモグラフィ)、腫瘍マーカー(CA125) ■選 択 性 胃カメラ(口からまたは食道・胃・十二指腸造影(バリウム)) ■オプション ヘリコバクターピロリ抗体(血液)1,000円 40歳以下のかたのみ、胸部CTを胸部X線に変更可(胸部X線の場合は、検査料金から 3,000円差し引きます)	■次のいずれにも該当するかた 申し込み時点で、1年以上継続して市内に在住されているかた 申し込み時点で、平成23年度第7期以前の保険料に未納がないかた 平成24年度に、後期高齢者医療制度健康診査を受診されないかた(後期高齢者医療制度健康診査との重複受診はできません) 平成24年度に市国民健康保険から人間ドッグの助成を受ける場合も、重複での受診はできません。 4月2日以降に後期高齢者医療制度に加入される(被保険者になる)かたは、資格取得年月日から検査対象者となります。
助成内容 ■検査料金 45,000円(本人負担額23,000円) ■助成金額 22,000円	
申し込み はがき(1人1枚)に、被保険者証番号・氏名(ふりがな)・住所・生年月日・性別・電話番号・胸線希望の有無(40歳以下のかたのみ)・オプション検査希望の有無・胃カメラ希望の有無・第1～第3希望日(国民健康保険加入者で、8月末日までに満75歳となるかたは、必ず誕生日より前の日付。また、必ずしもご希望通りになるとは限りません)を記入の上、2月14日(火)必着まで下付へ	
問い合わせ 保険医療助成課保険担当 ☎38-2035(〒659-8501 住所不要)	保険医療助成課医療助成担当 ☎38-2037(〒659-8501 住所不要)

### 不動産売却およびインターネット売却

市税の滞納により差し押さえ、不動産の公売会を行います。入札はどなたでも参加できます。  
※納付等により中止する場合があります。詳細は、公売広報・市ホームページ参照【不動産公売】

■公売物件 所在:山手町14番12(住居表示・山手町28番7号北側の物件)地目:宅地/地積:140.50㎡  
鉄筋コンクリート造陸屋根3階建て(居宅・車庫)  
/床面積:1階48.50㎡・2階40.75㎡・3階50.13㎡

■日 時 2月28日(火)午後2時20分入札開始

■会 場 市役所分庁舎2階大会議室

【インターネット公売】

■公売物件 所在:岩園町394番2(住居表示・岩園町6番41号)/地目:宅地/地積:217.42㎡

■申し込み 2月13日(月)午後1時～24日(金)午後11時

■入札期間 3月2日(金)午後1時～9日(金)午後1時

### 夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【2月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事業者」へお尋ねください。	店名	TEL	当番日
平日の昼間は水道部へお尋ねください。	西岡設備工業所	22-6900	1.7.13.19.25
土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。	(資)神明商会	22-3565	2.15.21.27
	中央水道工務所	22-3552	3.9.22.28
	原田商会	22-0706	4.10.16.29
	越智商会	22-3708	5.11.17.23
夜間の修理は、右の業者が待機しています。	南大阪商会	32-6302	6.12.18.24
	前忠工業㈱	31-8548	8.14.20.26
問い合わせ	水道工務課	☎38-2083	

### 芦屋市地域包括支援センター運営協議会・芦屋市地域密着型サービス運営委員会

**市民委員を募集します**  
問い合わせ 高年福祉課(介護保険担当) ☎38-2024/  
〒659-8501 住所不要/☒info@city.ashiya.hyogo.jp

「市民委員」を、次のとおり募集します。  
【協議内容】  
A 芦屋市地域包括支援センター運営協議会は、同センターの設置、公正・中立性の確保、適正な運営を図るために必要な事項について協議します。  
B 芦屋市地域密着型サービス運営委員会では、サービスを提供する事業者の指定・サービスの質の確保を図るために必要な事項について協議します。

■募集期間 2月1日～29日  
■募集資格 4月1日現在、満年齢40歳以上65歳未満のかた  
4月1日現在、満年齢65歳以上のかた  
■公募人数 各1人  
■活動期間 4月～平成26年3月末(2年間)  
■活動内容 原則として平日の昼間に1回2時間、年6回程度の開催を予定(詳細は委員会決定)  
■報酬等 規定に基づき委員報酬および交通費を支給  
■応募方法 住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を記入し、「高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための支援について」に関する作文(800字以内・様式自由・返却不可)を添え、郵送・ファクス(☎38-2160)またはメールで、2月29日(水)必着まで上記へ応募の作文により、推薦委員会において決定。結果は本人あてに通知します。

### 介護サービス等の利用に係る医療費控除

問い合わせ 高年福祉課(介護保険担当) ☎38-2024

【おむつにかかる費用】  
おむつ代について医療費控除を受ける場合、初回は医師が発行する「おむつ使用証明書」を確定申告書に添付します。用紙は高年福祉課にあります。  
2年目以降のかたは、「おむつ使用証明書」に替え、市が介護保険法に基づく要介護認定にかかる主治医意見書の内容を確認した書類を確定申告書に添付することで足りる場合があります。意見書の記載内容によっては、市が書類を交付できない場合がありますので、介護保険担当にご相談ください。  
【介護サービスの対価】  
介護保険のサービスについては、医療系サービス(訪問看護など)に係る自己負担額が医療費控除の対象となります。  
また、福祉サービスについては、居宅サービス計画に医療系サービスが位置づけられている場合等に、自己負担額が医療費控除の対象となります。  
医療費控除の対象となる金額については、各サービス事業所が発行する領収証に記載されています。記載のない場合は、各事業所にご確認ください。  
なお、最終的に医療費控除の対象になるかどうかは、税務署が個々に判断することになります。

### 要介護認定者のかたの障害者控除の認定

問い合わせ 高年福祉課(高年福祉担当) ☎38-2044

介護保険で「要介護1」以上に認定された65歳以上の高齢者は、確定申告等の際に、障害者控除を受けることのできる「認定書(障害者控除対象者認定書)」を交付できる場合があります。  
高年福祉担当にご相談ください。  
《申請に必要なもの》  
申請者(障害者控除を受けるかた)の証明書(保険証等)  
申請者の印鑑 要介護認定者のかたの証明書(保険証等)

### わがまちベンチプロジェクト ベンチデザインと名前を募集

第2次地域福祉計画検討部会「わがまちベンチプロジェクト」では、芦屋のまち中で一休みできるベンチがあれば、みんなが声を掛け合い、人の輪が広がって、楽しいまちになると考えました。  
取り組みの第1歩として、保健福祉センターに設置して、今後広げていきたいと考えています。ぜひ、あなたがデザインしたベンチと名前を書いてご応募ください。優秀作品は、3月17日に表彰します。  
■応募期間 2月1日～14日 ■応募用紙等 市役所地域福祉課、保健福祉センター1階で配付 \*市ホームページからもダウンロード可  
■応募方法 直接、応募用紙配付場所(上記)に設置の応募箱へ

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040

### 「下水道中期ビジョン」を策定

問い合わせ 下水道課 ☎382067・下水処理場 ☎321291

「芦屋市下水道中期ビジョン」とは平成十三年度から三十二年度にかけての本市の下水道政策の基本的方向と、施策ごとの整備目標や具体的な対策についての考え方をまとめたものです。  
本市の下水道普及率はすでに100%を達成しているため、今後は美しい自然環境と安心・安全な暮らしを守り、効率的な事業運営を行うため、下水道施設の効率化の維持管理や雨水整備へと事業を展開していく必要があります。

**下水道中期ビジョン**  
(平成23年度～32年度)

◆基本理念◆  
安心して暮らせる芦屋を目指して

基本方針

- 1 安全なまちづくりの下水道
- 2 美しい環境づくりの下水道
- 3 健全な経営づくりの下水道

詳細および市民意見の結果は、市ホームページをご覧ください

http://www.city.ashiya.lg.jp/

### 市税の不申告と過料

問い合わせ 課税課管理担当 ☎38-2015

このたび、市税の不申告への過料の新設および過料の上限額の改正(1月1日)を行いましたので、次のとおりお知らせします。  
《過料の対象となる不申告》  
■市民税 所得金額・控除額等にかかる不申告、納税管理人の不申告  
■固定資産税 償却資産の不申告、住宅用地の不申告、納税管理人の不申告  
■軽自動車税 登録・排気量変更・廃車等の不申告  
■たばこ税 売り渡し等の製造たばこの本数・税額等の不申告(新設)  
■事業所税 課税標準額・税額等の不申告(新設)、事業所等の新設・廃止の不申告、事業所用家賃貸し付けの不申告、納税管理人の不申告  
正当な理由のない不申告には、10万円以下の過料を科する場合があります。

### 市民課からのお知らせ

問い合わせ 市民課 ☎38-2030

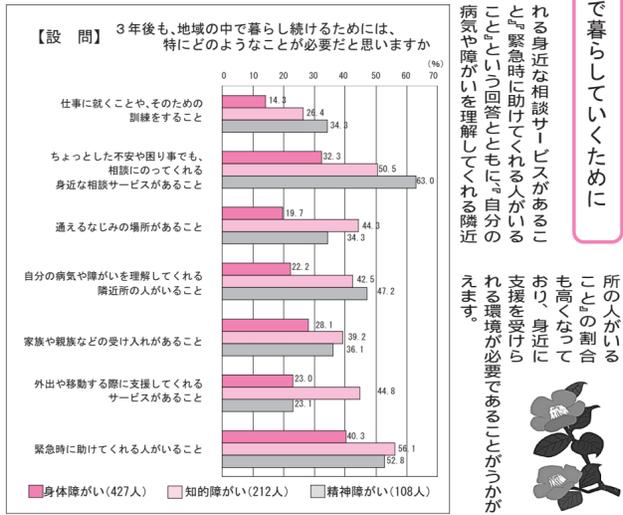
【「特別永住者証明書」の事前申請受け付け】  
7月9日の留管理制度の改正により、特別永住者は「外国人登録証明書」が「特別永住者証明書」に替わります。これに伴い、新制度施行後に新たに交付される「特別永住者証明書」の事前申請が、7月6日まで受け付け可能となりました。  
現在の「外国人登録証明書」は、新制度導入後も一定期間「特別永住者証明書」とみなされますので、すぐに替える必要はありません。施行後、速やかな「特別永住者証明書」の交付を特に希望しないかたは、事前申請の手続きは不要です。  
一定期間とは留管理制度の改正後3年以内、もしくは3年を超える有効期限の外国人登録証明書を所持のかたはその有効期限内となります。  
特別永住者証明書の交付日は、平成24年8月以降となります。  
■事前申請 外国人登録証明書・証明写真1枚(7月9日時点で16歳未満は不要)・パスポート(ないかたは不要)を持参し、執務時間内に18番窓口へ  
\*証明用写真は、無帽・無背景で正面を向いたもの(縦4cm×横3cm)。  
【公的個人認証を利用されるかたへ】  
電子証明の有効期間が満了し、失効した場合は国税の申告などの電子申請・届け出に使用できません。更新手続きは、必要書類を持参し、執務時間内に市民課19番窓口へ。なお、下記の土曜日は窓口を開設しています。ご利用ください。  
■日時 2月25日(土)・3月10日(土) 午前10時～午後4時 ■内容 住基カードの申請・交付 公的個人認証の申請・交付 ■必要書類 身分証明書2点・証明写真1枚・印鑑 住基カード・本人確認用書類・暗証番号 詳細は上記へ ■手数料 各500円 \*証明用写真は、無帽・無背景で正面を向いたもの(縦4.5cm×横3.5cm)。

### 「芦屋市第3期障害福祉計画」策定のためのアンケート調査結果《概要》

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

市では、本年4月からスタートする「芦屋市第3期障害福祉計画」策定のため、昨年8月にアンケート調査を実施しました。  
調査対象は、市内在住(市外の施設入所者を含む)の65歳未満の身体障害者手帳・療育手帳(知的障がい)・精神保健福祉手帳を所持しているかた全員です。  
今回は、1,342人の対象者にアンケート用紙を発送し、666人(回収率49.6%)のかたから回答をいただきましたので、その概要(一部)をお知らせします。

「芦屋市第二期障害福祉計画」は、平成十四年度から十六年度までの三年間を計画期間とし、計画の最終年度である平成二十六年の数値目標および障がい福祉サービスの見込み量などについて定めるものです。  
アンケート調査の結果を見るに、「三年後計画の最終年度」に希望する生活の場について、希望する日中活動の場について、希望する「家族と一緒に自宅で生活し、仕事をしたい」という回答が多くなっています。  
また、グループホーム・ケアホームの利用や、一人暮らしや結婚のために家を借りたいという割合も高くなっており、支援を受けながら地域の中で生活できるようにしたい、という希望が多く寄せられました。また、三年後も地域の中で暮らし続けるのに必要なことについての質問グラフ参照です)についての不安や困り事でも相談のようになって



### 次期計画の策定に向けて

次期計画では、こうした状況を踏まえ、障がいのあるかたの地域生活への移行と一般就労への移行をさらに推進するため、広報啓発や交流活動の充実により、障がいについての地域理解を深めながら相談支援体制の充実や生活と就労の場の確保を図るとともに、必要な障がい福祉サービス等を数値目標として提供できるように見込み量などの設定を行います。

①身体・知的・精神障がいの合計(747人)が、回答数(666人)を上回っているのは、重複障がいのかたがおられるためです。  
②上記設問は、複数回答が可能です。  
③今回ご紹介している項目は、回答数の多かったもの上位7位までを示しています。

問い合わせ 学校教育課 ☎382087

「遊びの中で友達の良い姿を感じ、遊びを楽しむための約束事に気付く」年下の友思いや仲間意識を育んでいきます。  
また、「こまやけん玉」や竹馬など自分で練習し、技術を身に付けていく遊びも取り入れています。  
この遊びは何度も何度も根強く練習しなければなりません。初めてできた時は、周りの友達と一緒に喜んで、幼稚園のあちこちで拍手がわき起ります。できるうちに、たまたま、友達に認められた喜びが次の意欲を生み、また、友達から、どんどん高難度な技を挑戦していき、姿も見られます。この集中力や根気、遊びへの意欲は、集まって遊ぶことでより一層高まっていくように思われます。  
日本には、他にどこにも伝えられてきた折り紙やあやとりやお手玉など、貴重な文化がたくさんあります。一緒に地域や保護者の皆さんを交えながら伝承遊びを通して子どもたちの力を伸ばしていきませんか?と願っています。

げんきい～っぱい みんなの幼稚園

伝承遊び

園庭に昔懐かしいはないちもんめ遊びの子どもたちの歌声が響きわたります。参観日や園庭開放の時間に保護者に紹介すると、わあ懐かしいと話さるる顔がほころびます。

わらべうたは人から人へと伝えられてきたものです。時代や地方によって、音の高低やリズムが異なり、歌詞も微妙に異なり、「私の小さい頃はこんなふうに歌っていた」などの保護者の話も聞かれます。言葉の掛け合いと鬼ごっこは要素が詰まったあぶくつた遊びや、あんだがたごさのまりつき遊びも、公園などで異年齢との交流が減った現代では、大人が意識して子どもに伝えるようにして遊びたいと考えています。